

標準例3 標準契約書記載例（第17条関係）

標準契約書における追加条項記載例

【評価方法について、技術提案における性能等を貨幣換算値化する方式を含む場合に、契約書末尾に次の附則を付記する。】

附 則

発注者は、発注者が提示した上部工架設の作業日数（令和〇年〇月〇日から令和△年△月△日まで〇〇日間）【標準案として設定した性能等の値について、求める技術提案の内容に応じて適宜記載】に対し、受注者が入札時に提案した上部工架設の完了時期を繰り上げるための短縮日数（〇日）【求める技術提案の内容に応じて単位等を適宜記載】について、受注者の責めに帰すべき事由により実施されていないと認められる場合は、実際に確認できた短縮日数【求める技術提案の内容に応じて性能等の内容を適宜記載】に基づき評価値が変わらないように技術評価点の減点分を価格評価点に置き換え、それに相当する金額を契約不履行の違約金として請求するものとし、受注者はこれに応じなければならない。

[違約金算定式]

受注者の支払金額(円) = $(Z - X) / 100$

× 契約制限価格【協議合意方式の場合は「契約参考価格」】(円)

なお、Zは下記のとおり区分するものとする。

(ケース1) 減点分を付加した価格評価点の額が、価格評価基準額以上の場合

($a + b \leq 100$)

$$Z = \sqrt{2(100 - a - b)(100 - X_0)} + X_0$$

(ケース2) 減点分を付加した価格評価点の額が、価格評価基準額未満の場合

($a + b > 100$)

価格評価点100点から技術評価点の減点分を差し引いた価格評価点の金額から価格評価基準額を差し引いた額を違約金とする。

$$Z = \sqrt{2a(100 - X_0)} + X_0$$

X : 当初入札率 (%)

Z : 変更入札率 (%)

X₀ : 価格評価基準額 / 契約制限価格【協議合意方式の場合は「契約参考価格」】 × 100

(%)

a : 技術評価点の減点 (点)

b : 当初価格評価点 (点)